

各都道府県介護保険担当課（室）

各市町村介護保険担当課（室）

各 介 護 保 険 関 係 団 体 御 中

← 厚生労働省 介護保険計画課

介 護 保 険 最 新 情 報

今回の内容

「東日本大震災により被災した被保険者の利用者負担等の
減免措置に対する財政支援の延長等について」の
一部改正について
計9枚（本紙を除く）

Vol.1370

令和7年3月31日

厚生労働省老健局介護保険計画課

【 貴関係諸団体に速やかに送信いただきますよう
よろしく願いいたします。 】

連絡先 TEL：03-5253-1111（内線 2260、2164）
FAX：03-3503-2167

事 務 連 絡
令和 7 年 3 月 31 日

各都道府県介護保険主管部（局）御中
各市区町村介護保険主管部（局）御中

厚生労働省老健局介護保険計画課

「東日本大震災により被災した被保険者の利用者負担等の減免措置に対する
財政支援の延長等について」の一部改正について

東日本大震災による被災者であって、東京電力福島第一原子力発電所事故に伴う国による避難指示区域等における被保険者の利用者負担及び保険料の減免措置の取扱い等については、「東日本大震災により被災した被保険者の利用者負担等の減免措置に対する財政支援の延長等について」（令和 7 年 2 月 28 日付け厚生労働省老健局介護保険計画課事務連絡）で示したところです。

今般、福島県飯舘村の一部及び葛尾村の一部の帰還困難区域について、令和 7 年 3 月 31 日に指定が解除されたことを踏まえ、当該事務連絡を別添のとおり改正することとしたので、貴管内市町村においては、適切な取扱いがなされるよう御配慮をお願いいたします。（実質的な改正箇所は下線を引いた部分）

事 務 連 絡
令和 7 年 2 月 28 日
(令和 7 年 3 月 31 日一部改正)

各都道府県介護保険主管部（局）御中
各市区町村介護保険主管部（局）御中

厚生労働省老健局介護保険計画課

東日本大震災により被災した被保険者の利用者負担等の減免措置に対する
財政支援の延長等について

令和 6 年度における東日本大震災により被災した被保険者の利用者負担及び保険料（以下「利用者負担等」という。）の減免措置の取扱い等については、「東日本大震災により被災した被保険者の利用者負担等の減免措置に対する財政支援の延長等について」（令和 6 年 2 月 29 日付け厚生労働省老健局介護保険計画課事務連絡。一部改正通知を含む。）、「令和 6 年度介護保険災害臨時特例補助金の取扱いについて」（令和 6 年 8 月 30 日付け老発 0830 第 1 号厚生労働省老健局長通知。以下「8 月局長通知」という。）、「令和 6 年度における介護保険の調整交付金等の交付額の算定に関する省令第 7 条第 3 号の規定に基づく特別調整交付金（介護保険の財政又は介護保険事業の安定的な運営に影響を与える場合その他のやむを得ない特別の事情がある場合）の交付基準について」（令和 6 年 9 月 30 日付け老発 0930 第 2 号厚生労働省老健局長通知。以下「9 月局長通知」という。）等において、お示ししているところです。

令和 7 年度政府予算案においては、帰還困難区域及び上位所得層（注 1）を除く旧避難指示区域等（注 2）における被保険者等（東日本大震災発生後に他市区町村へ転出した被保険者を含む。以下「避難指示等対象被保険者」という。）の利用者負担等の減免措置に対する財政支援の取扱いを別紙 1 のとおりとするとともに、避難指示等対象被保険者以外の被災した被保険者（注 3）の利用者負担等の減免措置に対する財政支援の取扱いを別紙 2 のとおりとしておりますので、別添の利用者負担免除証明書の取扱いに関するリーフレットとあわせて、管内市町村（特別区、一部事務組合及び広域連合を含む。）等に周知を図るようお願いいたします。

なお、別紙 1 及び別紙 2 の内容については、令和 7 年度政府予算案の可決・成立が前提となり、具体的な財政支援の内容については、追ってお知らせする予定であることを申し添えます。

(注1) 被保険者個人の合計所得金額(※1)(租税特別措置法(昭和32年法律第26号)に規定される長期譲渡所得又は短期譲渡所得に係る特別控除額の適用がある場合には、当該合計所得金額から当該特別控除額を控除して得た額)(※2)633万円以上を基準とする。

※1 平成30年度税制改正に伴う所得指標の見直しを反映させた後の合計所得金額。

※2 具体的には、以下の(1)～(8)となる。

- (1) 収用交換等のために土地等を譲渡した場合の5,000万円(最大)
- (2) 特定土地区画整理事業や被災地の防災集団移転促進事業等のために土地等を譲渡した場合の2,000万円(最大)
- (3) 特定住宅地造成事業等のために土地等を譲渡した場合の1,500万円(最大)
- (4) 農地保有の合理化等のために農地等を売却した場合の800万円(最大)
- (5) 居住用財産を譲渡した場合の3,000万円(最大)
- (6) 特定の土地(平成21年1月1日から平成22年12月31日までの間に取得した土地等であって所有期間が5年を超えるもの)を譲渡した場合の1,000万円(最大)
- (7) 令和2年7月1日から令和8年12月31日までの間に低未利用土地等を譲渡した場合の100万円(最大)
- (8) 上記の1～7のうち2つ以上の適用を受ける場合の最高限度額5,000万円(最大)

(注2) 以下の区域等をいう。

- (a) 平成25年度以前に指定が解除された旧緊急時避難準備区域等(特定避難勧奨地点を含む。)
- (b) 平成26年度に指定が解除された旧避難指示解除準備区域等(田村市の一部、川内村の一部及び南相馬市の特定避難勧奨地点)
- (c) 平成27年度に指定が解除された旧避難指示解除準備区域(檜葉町の一部)
- (d) 平成28年度及び平成29年度に指定が解除された旧居住制限区域等(葛尾村の一部、川内村の一部、南相馬市の一部、飯舘村の一部、川俣町の一部、浪江町の一部及び富岡町の一部)
- (e) 令和元年度に指定が解除された旧帰還困難区域等(双葉町の一部、大熊町の一部及び富岡町の一部)
- (f) 令和4年度に指定が解除された旧特定復興再生拠点区域(葛尾町の一部、大熊町の一部、双葉町の一部及び浪江町の一部)
- (g) 令和5年度に指定が解除された旧特定復興再生拠点区域(飯舘村の一部及び富岡町の一部)
- (h) 令和7年3月31日に指定が解除された旧帰還困難区域(飯舘村の一部及び葛尾村の一部)。

(注3) 東京電力福島第一原子力発電所事故に伴う国による避難指示区域等(※3)以外の被災地域の被保険者及び旧避難指示区域等の上位所得層の被保険者(それぞれ、東日本大震災発生後に他市区町村へ転出した被保険者を含む。)をいう。

※3 「避難指示区域等」とは、①警戒区域、②計画的避難区域、③緊急時避難準備区域、④特定避難勧奨地点(ホットスポット)の4つの区域等をいう(いずれも、解除・再編された場合を含む。)

別紙1 避難指示等対象被保険者の取扱いについて

1 利用者負担免除措置（利用者負担額軽減支援事業）に対する財政支援について

○ 次に掲げる措置に対しては、令和7年2月28日までと同様の財政支援を予定している。

- ・ 平成26年までに指定が解除された帰還困難区域及び上位所得層を除く旧避難指示解除準備区域等の被保険者（東日本大震災発生後に他市区町村へ転出した者を含む。）に係る利用者負担免除措置（利用者負担額軽減支援事業）であって、令和7年3月31日までの期間に係るもの

- ・ 令和7年3月31日に指定が解除された旧帰還困難区域（飯舘村の一部及び葛尾村の一部）の上位所得層の被保険者（東日本大震災発生後に他市区町村へ転出した被保険者を含む。以下同じ。）に係る利用者負担免除措置（利用者負担額軽減支援事業）であって、令和7年9月30日までの間に係るもの（令和7年10月1日から令和8年2月28日までの間に係る財政支援については、別紙2を参照。）

- ・ 平成27年以降に避難指示区域等の指定が解除された帰還困難区域及び上位所得層を除く旧避難指示区域等の被保険者（東日本大震災発生後に他市区町村へ転出した者を含む。）に係る利用者負担免除措置（利用者負担額軽減支援事業）であって、令和8年2月28日までの期間に係るもの

※ なお、令和8年3月分については、「第2期復興・創生期間」以降における東日本大震災からの復興の基本方針（令和3年3月9日閣議決定）」及び「東京電力福島第一原子力発電所事故に伴う避難指示区域等における被保険者等の一部負担金、利用者負担及び保険料（税）の減免措置に対する令和5年度以降の財政支援の取扱いについて」（令和4年4月8日付け復本第680号・保発0408第13号・老発0408第1号・障発0408第5号復興庁統括官・厚生労働省保険局長・老健局長・社会・援護局障害保健福祉部長通知）」に基づき対応予定であるが、具体的な内容については、令和8年度予算案の閣議決定後、追って通知する。

○ なお、令和7年3月1日以降の利用者負担免除措置の具体的な取扱いについては、8月局長通知の別紙「令和6年度介護保険災害臨時特例補助金取扱要領」の別記「利用者負担額軽減支援事業」と同様の対応を予定しているが、詳細については追って通知する。

○ また、介護予防・日常生活支援総合事業（以下「総合事業」という。）に係る利用者負担免除措置についても、介護保険災害臨時特例補助金の対象となるので、留意願いたい。

2 保険料の減免措置に対する財政支援について

（1）平成28年に指定が解除された旧避難指示区域等関係

平成28年に避難指示区域等の指定が解除された上位所得層を除く旧避難指示区域等の被保険者（東日本大震災発生後に他市区町村へ転出した被保険者を含む。）に係る保険料減免措置に対する財政支援については、令和7年度の保険料額の半額の減免(※)に要する費用について、財政支援を予定している。

(※)「東京電力福島第一原子力発電所事故に伴う避難指示区域等における被保険者等の一部負担金、利用者負担及び保険料（税）の減免措置に対する令和５年度以降の財政支援の取扱いについて」（令和４年４月８日付け復本第 680 号・保発 0408 第 13 号・老発 0408 第 1 号・障発 0408 第 5 号・復興庁統括官・厚生労働省保険局長・老健局長・厚生社会・援局障害保健福祉部長通知）で示した考え方に基づくものであり、同通知で示した考え方に基づき、平成 27 年までに指定が解除された旧避難指示区域等の被保険者に係る保険料の減免措置に対する財政支援は終了する。

(2) 帰還困難区域及び平成 29 年以降に指定が解除された旧避難指示区域等関係
帰還困難区域及び上位所得層を除く旧避難指示区域等（(1) 又は (3) の対象となる区域を除く。）の被保険者（東日本大震災発生後に他市区町村へ転出した被保険者を含む。）に係る保険料減免措置に対する財政支援については、令和 7 年度分に相当する保険料額の減免に要する費用について、令和 7 年 3 月 31 日までと同様の財政支援を予定している。

(3) 令和 7 年 3 月 31 日に指定が解除された旧帰還困難区域関係（上位所得層関係）

令和 7 年 3 月 31 日に指定が解除された旧帰還困難区域の上位所得層の被保険者に係る保険料減免措置に対する財政支援については、令和 7 年 4 月分から 9 月分までに相当する保険料額の減免に要する費用について、令和 7 年 3 月 31 日までと同様の財政支援を予定している。

なお、令和 7 年 10 月分から令和 8 年 3 月分までに相当する保険料額に係る財政支援については、別紙 2 を参照されたい。

(4) 令和 6 年度相当分の保険料の減免措置に対する財政支援

なお、令和 6 年度分の保険料の減免措置について、令和 6 年度末に被保険者資格を取得したこと等により令和 7 年 4 月以降に普通徴収の納期限が到来するものについても、その全額を財政支援する予定である。

3 財政支援の財源について

- 1 及び 2 の措置をとった場合の財政支援については、これまで、
 - ・ 平成 26 年度まではその全額を介護保険災害臨時特例補助金の対象とし、
 - ・ 平成 27 年度及び平成 28 年度においては、利用者負担又は保険料の減免額の 10 分の 9 に相当する額を介護保険災害臨時特例補助金の対象とし、10 分の 1 に相当する額を介護保険の調整交付金の交付額の算定に関する省令（平成 12 年厚生省令第 26 号）（※）第 7 条第 3 号に基づく特別調整交付金の対象として交付し、
(※) 介護保険法施行規則等の一部を改正する等の省令（平成 30 年厚生労働省令第 30 号）により介護保険の調整交付金等の交付額の算定に関する省令（平成 12 年厚生省令第 26 号）に改正。
 - ・ 平成 29 年度及び平成 30 年度においては、利用者負担又は保険料の減免額の 10 分の 8 に相当する額を介護保険災害臨時特例補助金の対象とし、10 分の 2 に相当する額を同号に基づく特別調整交付金の対象として交付し、
 - ・ 令和元年度においては、利用者負担又は保険料の減免額の 10 分の 6 に相当する額を介護保険災害臨時特例補助金の対象とし、10 分の 4 に相当する額を同

号に基づく特別調整交付金の対象として交付し、

- ・ 令和2年度においては、利用者負担又は保険料の減免額の10分の4に相当する額を介護保険災害臨時特例補助金の対象とし、10分の6に相当する額を同号に基づく特別調整交付金の対象として交付し、
- ・ 令和3年度から令和6年度までにおいては、利用者負担又は保険料の減免額の10分の2に相当する額を介護保険災害臨時特例補助金の対象とし、10分の8に相当する額を同号に基づく特別調整交付金の対象として交付している。

○ 令和7年度においては、令和6年度と同様に利用者負担又は保険料の減免額の10分の2に相当する額を介護保険災害臨時特例補助金の対象とし、10分の8に相当する額を同号に基づく特別調整交付金の対象として交付する予定である。

○ なお、総合事業についても、利用者負担の減免額の10分の2に相当する額を介護保険災害臨時特例補助金の対象とし、10分の8に相当する額を総合事業に係る特別調整交付金の対象として交付する予定である。

○ また、特別調整交付金による交付対象額については、

- ・ 令和7年4月1日から同年9月30日までの間に係る利用者負担又は保険料の減免額は令和7年度の特別調整交付金の交付対象とし、
- ・ 令和7年10月1日から令和8年3月31日までの間に係る利用者負担又は保険料の減免額は令和8年度の特別調整交付金の交付対象となる予定である。

4 利用者負担額軽減支援事業対象者認定票の取扱いについて

○ 令和7年3月1日以降に、避難指示等対象被保険者に対して利用者負担免除措置（利用者負担額軽減支援事業）を行う場合は、当該者に対し、以下のとおり認定票を交付すること。

- ・ 帰還困難区域に住所を有していた者（現に住所を有する者も含む。）については、令和8年2月28日までの間のいずれかの日を有効期限として印字した認定票を交付する。
- ・ 旧避難指示区域等に住所を有していた者（上位所得層を除く。現に住所を有する者も含む。）については、令和7年7月31日までの間のいずれかの日を有効期限として印字した認定票を交付し、所得判定の結果、令和7年8月1日以降も引き続き免除の対象となる者については、令和8年2月28日までの間のいずれかの日を有効期限として更新した認定票を交付する。

○ なお、認定票の交付は利用者負担免除証明書（有効期限の取扱いを認定票と同様とする場合に限る。）の交付をもって代えることができる。

別紙2 避難指示等対象被保険者以外の被災した被保険者の取扱いについて

1 避難指示等対象被保険者以外の被災した被保険者（注）の取扱い

- 避難指示等対象被保険者以外の被災した被保険者に対して、令和7年4月以降も、利用者負担又は保険料の減免を行う場合であって、その減免額（利用者負担減免にあつては利用者負担額軽減支援事業の事業費を、保険料減免にあつては避難指示等対象被保険者に対する減免額を含む。）が、9月局長通知のI2（1）における交付基準を満たす場合には、次に掲げる額を特別調整交付金の交付対象とする予定であるが、詳細については追って通知する。

（注）東京電力福島第一原子力発電所事故に伴う国による避難指示区域等以外の被災地域の被保険者及び旧避難指示区域等の上位所得層の被保険者（それぞれ、東日本大震災発生後に他市区町村へ転出した被保険者を含む。）をいう。

①利用者負担免除措置（利用者負担額軽減支援事業）に対する財政支援

- ・ 避難指示等対象被保険者以外の被災した被保険者（令和2年1月1日から令和5年度中に指定が解除された旧特定復興再生拠点区域等の上位所得層の被保険者に限る。）に係る、令和7年度の利用者負担の減免に要する費用の10分の8以内に相当する額
- ・ 令和7年3月31日に指定が解除された旧帰還困難区域の上位所得層の被保険者に係る令和7年度（令和7年10月以降分に限る。）の利用者負担の減免に要する費用の10分の8以内に相当する額

②保険料の減免措置に対する財政支援

- ・ 避難指示等対象被保険者以外の被災した被保険者（令和2年1月1日から令和5年度中に指定が解除された旧特定復興再生拠点区域等の上位所得層の被保険者に限る。）に係る、令和7年度の保険料額の減免に要する費用の10分の8以内に相当する額
- ・ 令和7年3月31日に指定が解除された旧帰還困難区域の上位所得層の被保険者に係る令和7年10月分から令和8年3月分までに相当する保険料額の減免に要する費用の10分の8以内に相当する額

（※）「東京電力福島第一原子力発電所事故に伴う避難指示区域等以外における被保険者等及び避難指示区域等の上位所得層の被保険者の一部負担金、利用者負担及び保険料（税）の減免措置に対する令和5年度以降の財政支援の取扱いについて（令和4年8月29日付け厚生労働省保険局国民健康保険課・高齢者医療課・老健局介護保険計画課事務連絡）」で示した考え方に基づくものであり、避難指示等対象被保険者以外の被災した被保険者（令和2年1月1日以降に指定が解除された旧避難指示区域の上位所得層の被保険者を除く。）に係る保険料・利用者負担の減免措置に対する財政支援は終了する。

- 避難指示等対象被保険者以外の被災した被保険者に対する利用者負担又は保険料の減免について、令和7年4月1日から同年9月30日までの間に係る減免に要する費用は令和7年度の特別調整交付金の交付対象となり、令和7年10月1日から令和8年3月31日までの間に係る減免に要する費用は令和8年度の特別調整交付金の交付対象となる予定である。

- なお、総合事業に係る特別調整交付金についても、同様の取扱いとなる予定である。
- この財政支援の対象となる利用者負担及び保険料の減免措置は、介護保険法（平成9年法律第123号）第50条及び第60条並びに第142条の規定に基づく減免措置を行っていることを要件とする。

2 利用者負担免除証明書の取扱い

- 避難指示等対象被保険者以外の被災した被保険者については、有効期限が更新された利用者負担免除証明書のみを有効なものとして取り扱う。

介護サービスを利用される

被災者の皆様へ

～介護サービスの利用者負担の減免について～

- ① 利用者負担の減免を受けるためには、介護サービス利用時に、有効期限が切れていない免除証明書の提示が必要です。

▶ 現在、免除証明書をお持ちの方は、有効期限をご確認ください。

- ② 現在お持ちの免除証明書の有効期限が切れている場合でも、市町村への申請により、有効期限を更新できる場合があります。

▶ 有効期限の更新については、お住まいの市町村の窓口にお問い合わせください。

更新後は、介護サービス利用時に有効期限が更新された新しい免除証明書を提示してください。

その他、免除証明書に関してご不明な点があれば、お住まいの市町村の窓口にお問い合わせください。